

●香川県告示第194号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成27年6月19日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 指 定 番 号 西土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成27年6月11日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字間方甲2052番1、甲2052番4、甲2052番19及び甲2052番20
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.02メートル～4.72メートル
延長 122.16メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。